様式第５号

**業務実績等調書**

令和　　年 　月 　日現在

保育事業及び一時預かり事業についての実績等。

「保育事業」に関すること

|  |
| --- |
| 「保育事業」に関しての実績と、理念・方針・目標について考え方を記載してください。 |

「一時預かり事業」に関すること

|  |
| --- |
| 「一時預かり事業」に関しての実績と、理念・方針・目標について考え方を記載してください。 |

○児童福祉法

第六条の三

⑦　この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。